

^い
入れない

^す
捨てない

^{ひろ}
拡げない

特定外来生物

とく てい がい らい せい ぶつ

特定外来生物って何？

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって海外から入ってきた生物のことを指します。日本の野外に生息する外国起源の生物は分かっているだけで約2,000種にもなります。そのなかには、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生き物もたくさんいます。

一方で、在来生物を減少させるなど、その地域の生物多様性に悪影響を及ぼしかねない生き物もいます。環境省では、特に影響の大きい動植物を外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定し、その防除を図っています。

特定外来生物に指定されると、飼養、運搬、売買等の一切が禁止され、誰もが防除できることになります。ただし、鳥及び獣に関しては、鳥獣保護法により捕獲等が禁止されているため、防除計画を策定し、環境省の確認を受ければ外来生物法に基づく捕獲が可能になります。

外来生物は、それ自体恐ろしい生き物ではありません。もともとの生息域ではごく普通に生活していたのに、人によって他の地域に持ち込まれたせいで、悪い影響を及ぼすようになったものがほとんどです。

拡がってしまった外来種を防除するには、たくさんの労力がかかります。私たちは、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の三原則を守る必要があるのです。



外来種被害予防三原則

入れない

悪い影響を及ぼすかもしれない外来種をむやみに日本に入れない

捨てない

ペットとして飼っている外来種を自然の中に捨てない

拡げない

自然の中にいる外来種をほかの地域に拡げない

外来生物法によって特定外来生物の原則禁止されていること



飼育・栽培すること

保管・運搬すること

輸入・販売・譲渡すること

野外に放つこと

違反すると最大で個人の場合、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金、法人の場合、1億円以下の罰金が科せられます。

外来生物が増加するとどんな問題があるの？

農林水産業への被害

田畑や果樹などを荒らす可能性があります。



生態系への被害

在来種を捕食、競合など生態系のバランスを崩します。



人体への被害

毒を持っていたり、攻撃的な生物もあります。



大分県に定着している特定外来生物

アライグマ

アライグマは北アメリカ原産の野生動物で、日本では昭和50年代にペットとして多く輸入されるようになりました。しかし成獣となり飼いきれなくなったり野外に放たれたり、手先が器用なために飼育檻から逃亡するケースが続出しました。また、繁殖力が旺盛で多くの都道府県での自然繁殖が確認され、農作物や家屋へ侵入する等の被害が深刻化しています。

●外見の特徴

在来生物のタヌキやアナグマとよく似ていますが、

- ① 尻尾がしましま
- ② 眉間に黒いスジ
- ③ ひげが白く、よく目立つ

という外見の特徴があります



クリハラリス(タイワンリス)



東南アジア全域(中国からマレー半島)にかけて広く分布しており、成獣の場合、頭胴長は20～26cm、尻尾は15～20cm、体重200～400g程度の大きさです。樹上を移動し、農作物や樹木(樹皮剥ぎ)などの農林業被害を及ぼします。

●外見の特徴

- ① 目の周りは白くない
- ② 腹は赤褐色または灰褐色
- ③ 静止時に尾を上げない

などの外見の特徴があります

大分県に定着している特定外来生物

ウシガエル



写真提供/環境省

日本のみならずアメリカ合衆国でも最大のガエルで、体長10～20cmに達します。大型で極めて捕食性が強く、口に入る大きさであれば、昆虫やザリガニの他、小型の哺乳類や鳥類、は虫類、魚類まで、ほとんどの動物が餌となります。

オオクチバス(ブラックバス)



写真提供/環境省

通称ブラックバス。全長30～50cmで、口角が眼よりも後方に達し、体側中央にはやや太くいびつな帯があります。湖沼やため池、河川の中下流域に生息します。オオクチバスの侵入後、在来魚の種数が減少したり、個体数が激減したりしている事例もあります。

ブルーギル



写真提供/環境省

全長25cmで、体側に細い横しまが10本前後あります。在来魚種の卵や稚魚の捕食による漁業被害の可能性が示唆されています。



オオキシケイギク



写真提供/環境省

キク科の多年草で、高さは0.3～0.7m程度です。強靱な性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落をつっており、在来生態系への影響が危惧されています。駆除するためには、根も一緒に取り除き、抜き取った根は焼却処分する必要があります。

オオハンゴンソウ



写真提供/環境省

キク科の多年草で、高さは0.5～3m程度です。路傍、荒地、畑地、湿原、河川敷などに生育し、盛んに繁殖するため、在来種への影響が懸念されます。駆除するためには、根も一緒に取り除き、抜き取った根は焼却処分する必要があります。

ブラジルチドメグサ



写真提供/環境省

川岸や水湿地に生える多年草で、茎の長さは1m以上にもなります。水面に浮遊して密なマット状に群生するので、光などが奪われて在来の水草類が駆逐されるとともに、水中の酸素の減少により水生生物の生息環境が奪われるおそれが指摘されています。

アレチウリ



写真提供/環境省

ウリ科の一年草で、生育速度が非常に速いツル植物で、長さ数～十数mになります。林縁、荒地、河岸、河川敷、路傍、原野、畑地、樹園地、造林地などに生育します。河川敷等で大繁茂し、河原の固有種との競合や駆逐のおそれがあります。

オオフサモ



写真提供/環境省

多年草の水生植物で、水面からの高さは0.2～0.3m、茎の全長は1mになります。湖沼、河川、池、水路、一部の休耕田に生育します。農業用排水路に繁茂すると、通水障害を引き起こしたり、ため池などでも維持管理作業に影響を及ぼしたりします。

ボタンウキクサ



写真提供/環境省

サトイモ科の浮遊性の多年草で、高さは0.1m程度です。池沼、河川、水田、水路などに生育します。水面を覆い尽くして光を遮ることで、他の植物の光合成を阻害することが指摘されています。

その他注意を必要とする特定外来生物

ツマアカスズメバチ

平成24年に長崎県対馬市で初めて発見された外来のスズメバチです。急激に分布を拡大しており、生態系への影響や人への刺傷被害が懸念されています。(大分県ではH30.10月に大分市で確認)。



写真提供/環境省

ヒアリ

体長は2.5～6mm。頭部・胸部・腹柄部は暗赤褐色で、全体的に光沢があり、ツヤツヤしています。刺されるとヤケドのような激しい痛みを感じます。本来南米に生息するアリであり、船に積まれたコンテナや貨物にまぎれ込み、平成29年に日本で初めて確認されました(大分県ではH29.7月に中津市で確認)。



写真提供/環境省

セアカゴケグモ

全体が光沢のある黒色で、腹部の背面に目立った赤色の縦線があります。日本では主に6～10月にセアカゴケグモの咬傷例が報告されており、ほとんどが軽症ですが、重症化することもあります。県内でも確認事例が増加しています。



写真提供/環境省

ナガエツルノゲイトウ

ヒユ科の多年生で、茎は長さ0.5～1m、中空で太さ4mmになります。水路、河川、湿地等に生息します。在来植物と競合し、水底で広がり貝類の生息場を狭めます。また、水流を妨げ船の航行の障害にもなっています。



写真提供/環境省

条件付特定外来生物

「条件付特定外来生物」とは、外来生物法による外来生物に指定された生物のなかで、特定外来生物の一部規制について適用外とする生物のことです。

外来生物法の改正により令和5年6月1日よりアカミミガメ（ミドリガメ）及びアメリカザリガニが「条件付特定外来生物」に指定されました。

野外への放出や販売等が規制されていますが、飼育（販売、頒布の目的は除く）はこれまでどおり可能です。現在飼育されている場合は、最期まで大切に飼い続けてください。



写真提供/環境省



写真提供/環境省



規制対象

放出
販売・頒布・購入

※一部を除く



規制対象外

捕獲
飼育
無償譲渡

⚠ 違反行為は罰金・罰則の対象となります ⚠

ペットとして飼い始めた場合には、責任をもって最期まで飼うことをお願いしていますが、飼育が困難な場合や、やむを得ない場合には、引取先を探して責任をもって飼育できる方へ無償譲渡してください。その際、規制対象について伝えたくて譲渡をお願いします。

野外で見かけた場合には、自分で飼う意思がない限り、拾ったり、移動させたりすることはせず、そっとしておいてください。一度移動させてしまうと、放すことができませんのでご注意ください。

県民の皆様へ（お願い）

特定外来生物に関する情報がありましたら、お住まいの市町村または以下の連絡先までご連絡ください。また、大分県に生息する特定外来生物に関する情報につきましては、以下のホームページでご確認いただけます。

大分県自然保護推進室 TEL097-506-3022 ホームページ：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13070/>